

障害福祉のしおり

令和8年度



～はじめに～

障害のある方々に対する施策は行政の各分野にわたっていて、その窓口も色々と分かれています。

この「しおり」は多種多様な障害福祉の制度、窓口などについて理解していただくために作成したものです。

そのため、香美町で実施している事業だけでなく、国や県などの関連事業も含めました。

多くの方々に有効に利用していただけるよう願っています。

なお、利用にあたり次の点にご留意ください。

- 本書は令和8年4月1日現在を基準に作成したものです。
- 金額・対象者・資格要件などは随時改正があります。
改正は町広報や町ホームページでお知らせしますが、お知らせが間に合わない場合がありますので、関係窓口で最新の内容を確認してください。
- 手続きによっては、マイナンバーカード又は通知カードや本人確認書類（運転免許証、健康保険証、資格確認書等）が必要な場合があります。
- 本書は香美町のホームページからダウンロードできます。
- マークの説明
 - 身** ⇒ 身体障害 **知** ⇒ 知的障害
 - 精** ⇒ 精神障害 **難** ⇒ 難病患者等

※表紙・裏表紙のイラストは、町内にお住まいの障害を持つ方が描いたイラストです※

目次

1	障害程度別該当制度一覧表	4
2	障害者手帳	5
	身体障害者手帳	5
	療育手帳	6
	精神障害者保健福祉手帳	7
3	年金と手当	8
	障害基礎年金	8
	障害年金生活者支援給付金	8
	重度心身障害者（児）介護手当	9
	特別児童扶養手当	10
	特別障害者手当	10
	障害児福祉手当	11
	児童扶養手当	11
	心身障害者扶養共済制度	12
	香美町福祉金	12
4	保健と医療	13
	重度障害者医療費助成制度	13
	高齢重度障害者医療費助成制度	13
	自立支援医療（更生医療）	15
	自立支援医療（育成医療）	15
	自立支援医療（精神通院）	15
5	補装具・日常生活用具	16
	補装具の支給	16
	日常生活用具の給付	17
6	障害福祉サービス	20
	介護給付・訓練等給付サービス	20
	障害児通所支援サービス	22
	指定相談支援	23
7	その他の地域生活支援	24
	訪問入浴サービス	24
	日中一時支援事業	24
	移動支援事業	24
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	25
	自動車改造費の助成	25
	自動車運転免許取得の助成	25

8	さまざまな交通機関の割引制度	26
	JR 旅客運賃の割引	26
	県内バス（路線）運賃の割引	26
	町民バス運賃の割引	27
	タクシー料金の割引①	27
	タクシー料金の割引②	27
	有料道路通行料金の割引	28
	国内航空運賃の割引	29
9	税の軽減等	30
	所得税・町県民税の所得控除	30
	町県民税の非課税	31
	相続税の障害者控除	31
	個人事業税の減免等	31
	自動車税の減免	32
10	その他の福祉	33
	NTT 番号案内の無料化	33
	NHK 放送受信料の減免	33
	兵庫ゆすりあい駐車場制度	34
	ヘルプマーク・ヘルプカード	34
	駐車禁止の除外	34
	青い鳥郵便葉書の無償配布	35
	郵便料金の免除	35
	NET119 緊急通報システム	35
	防災行政無線用文字表示機器の無償貸与	35
	障害者用防災スカーフ	36
	障害者用防災カード	36
11	相談の窓口	37
12	相談制度	41
	民生委員・児童委員	41
	身体障害者・知的障害者相談員	41
	精神障害者相談員	41
	こどもの発達相談	42
	香美町教育相談センター	43
13	福祉関連団体	44

1 障害程度別該当制度一覧表

年齢や所得など制限がある場合があります。詳しくは掲載ページをご覧ください。

主な施策・事業			障害基礎年金	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	児童扶養手当	扶養共済	更生・育成医療	自立支援医療(精神通院)	補装具	日常生活用具	JR運賃の割引	路線バスの割引	タクシー料金の割引	有料道路の割引	航空運賃の割引	税金の控除・減免	NTT番号案内の無料	NHK放送受信料の減免			
掲載ページ			8	10	10	11	11	12	15	15	16	17	26	26 27	27	28	29	30	33	33			
身体障害者手帳	肢体不自由	1	国民年金法施行令の障害等級表による	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△		
		2		○	△	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	
		3		○				○	○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		4		△					○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		5							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		6							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
	視覚障害	1		○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
		2		○		△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
		3		○				○	○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
		4							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
		5							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
		6							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
	聴覚または平衡機能障害	2		○	△	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		3		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		4							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		5							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		6							○		○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
		3		○				○	○			△	○	○	○	○	○	△	○	○		△	
	音声	4							○					△	○	○	○	△	○	○		△	
		5							○					△	○	○	○	△	○	○		△	
		1		○	△	△	△	○	○					○	○	○	○	△	○	○		△	
		2		○			○	○	○					△	○	○	○	△	○	○		△	
		3		○				○	○					△	○	○	○	△	○	○		△	
		4							○					△	○	○	○	△	○	○		△	
療育手帳	知的障害	A	○	△	△	△	○					△	○	○	○	△	○	○	○	○	△		
		B1	○	△		△	○							○	○	○		○	○	○	△		
		B2		△			○							○	○	○		○	○	○	△		
保健福祉手帳	精神障害者	1		△	△		○			○			○	△			○	○	○	○	△		
		2					○			○				○	△		○	○	○	○	△		
		3					○			○				○	△		○	○	○	○	△		
難病患者等												△											

○印はおおむね該当 (必ず該当するとは限りません) △印は一部該当

2 障害者手帳

身体障害者手帳

身 知 精 難

兵庫県知事が発行し、身体に障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級まであります。（一部の障害の方には一定期間後に再認定を受けていただくことがあります）

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障害がある方		
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係	電話 0796-36-1964	
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321	
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111	

<手続きに必要なもの>

手続きの種類		マイナンバー	写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		○	1枚	○	
再交付申請	障害の程度が変わったとき	○	1枚	○	○
	障害が追加になったとき	○	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	○	1枚		
	手帳を破損したとき	○	1枚		○
届変更	住所が変わったとき	○			○
	氏名が変わったとき	○			○
死亡、障害に該当しなくなったとき		△			○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)		○			○

※マイナンバー：マイナンバーカードまたは通知カード等をご持参ください。

死亡による手帳の返還についてはマイナンバー不要です。

※写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(家庭用プリンターで印刷した写真、ポラロイド写真は不可)

※診断書：所定の身体障害者診断書・意見書(窓口にあります)で、都道府県知事等が指定する医師が作成したもの。ただし、診断書は記載されて概ね3か月以内のものに限ります。

兵庫県知事が発行し、知的障害のある方が、様々な福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障害の程度はA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)があります。定められた時期に、更新をしていただくこととなります。

対 象 者	こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方
新規申請の場合	町担当課をとおして18歳未満の方はこども家庭センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所へ判定の予約をしてください。 (18歳未満の方) 写真(1枚)をご用意ください。 (18歳以上の方) 上記のほか発達期の資料をご用意ください。(学校の成績、母子健康手帳など)
再判定の場合	<ul style="list-style-type: none"> 次の判定年月までに、町担当課をとおしてこども家庭センター、知的障害者更生相談所へ再判定の予約をしてください。 療育手帳、写真をご用意ください。
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

<手続きに必要なもの>

手続の種類		マイナンバー	写真	手帳
他都道府県から転入したとき(交付申請)		○	1枚	○
再判定するとき		○	1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき		1枚	
	手帳を破損したとき		1枚	○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
	保護者氏名、住所が変わったとき			○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○

※マイナンバー：マイナンバーカードまたは通知カード等をご持参ください。
 ※写 真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内(18歳未満は6ヶ月以内)に撮影したもの
 (家庭用プリンターで印刷した写真、ポラロイド写真は不可)

兵庫県知事が発行し、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級まであります。2年に1回、更新手続きが必要です。

対 象 者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方		
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係	電話 0796-36-1964	
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321	
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111	

<手続きに必要なもの>

手続の種類		マイナンバー	写真	診断書	障害年金証書等	手 帳
初めて交付申請するとき		○	1 枚	(○) または	(○)	
更新するとき		○	1 枚	(○) または	(○)	○
障害の程度が変わったとき						
再 交 付 申 請	手帳を紛失したとき	○	1 枚			
	手帳を破損したとき	○	1 枚			○
	手帳を汚損したとき	○	1 枚			○
変 更 届	住所が変わったとき	○				○
	氏名が変わったとき	○				○
死亡、障害に該当しなくなったとき						○

※マイナンバー：マイナンバーカード、通知カード等をご持参ください。

※写 真：タテ4 cm×ヨコ3 cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(家庭用プリンターで印刷した写真、ポラロイド写真は不可)

※診 断 書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以後のもの(用紙は窓口にあります)

※年金証書等：精神の障害を理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写し、直近の振込通知書または支払通知書の写しをご準備ください。

3 年金と手当

障害基礎年金

身 知 精 難

障害基礎年金は、国民年金に加入中、もしくは20歳前または日本に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日があり、法に定める障害の状態になった時に支給されます。ただし国民年金に加入中の場合、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付もしくは免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

年金の額	1級	1,059,125円（年額）※
	2級	847,300円（年額）※
支給方法	年6回 2・4・6・8・10・12月（口座振込）	
窓 口	香美町役場町民課戸籍年金係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係 豊岡年金事務所	電話 0796-36-1110 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111 電話 0796-22-0948
備 考	詳細はお問い合わせください。	

※年齢によって年金の額が異なる場合があります。

障害年金生活者支援給付金

身 知 精 難

障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給者に支給されます。

給付金の額	障害基礎年金1級	7,025円（月額）
	障害基礎年金2級	5,620円（月額）
支給方法	年6回 2・4・6・8・10・12月（口座振込）	
窓 口	香美町役場町民課戸籍年金係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係 豊岡年金事務所	電話 0796-36-1110 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111 電話 0796-22-0948
備 考	詳細はお問い合わせください。	

ここで紹介している諸手当は、申請し、認定されなければ、支給されませんのでご注意ください。



居宅で6か月以上寝たきりの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする方の介護者に支給します。

対 象 等 級	支給月額	支給方法
身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A	障害者1人につき、15,000円	年4回2・5・8・11月 (口座振込)
支給要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する65歳未満の障害者であること ・市町村民税を課されていないこと ・介護保険法に規定する介護サービスの利用月は対象外 ・自立支援給付の利用月は対象外 	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、介護者名義の預金通帳	
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111	

特別児童扶養手当

身 知 精 難

20歳未満の中度以上の障害がある児童を養育している保護者の方に支給されます。
 ※手当認定後も、定められた時期に障害の再認定が必要になります。

	対象の障害	支給月額	支給方法
1級	身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部 療育手帳A 同程度の障害のある児童	58,450円	年3回 4・8・11月 (口座振込)
2級	身体障害者手帳3級及び4級の一部 療育手帳B 同程度の障害のある児童	38,930円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障害による公的年金を受給できる場合 ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) 		
手続きに必要な物	認定請求書、戸籍謄本(請求者と対象児童)、マイナンバー確認書類(請求者)、身元確認書類(請求者)、障害認定診断書(省略できる場合あり)、控除対象扶養親族に関する申立書、生計維持に関する調書、振込先金融機関の通帳他		
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111		
備考	障害認定診断書は省略できる場合があります。お問い合わせください。		

特別障害者手当

身 知 精 難

精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障害が重複している等により特別の介護を必要とする方	30,450円	年4回 2・5・8・11月 (口座振込)
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等に入所している場合 ・病院等に継続して3か月を超えて入院している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) 	
手続きに必要な物	診断書、印鑑、マイナンバー確認書類(請求者)、身元確認書類(請求者)、振込先預金通帳(障害者本人名義)、年金証書等	
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111	

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳1、2級の一部 療育手帳Aのうち最重度 精神障害のうち最重度	16,560円	年4回 2・5・8・11月 (口座振込)
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を支給事由とする年金を受給できる場合 ・児童入所施設、社会福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) 	
手続きに必要な物	診断書、印鑑、マイナンバー確認書類(請求者)、身元確認書類(請求者)、振込先預金通帳(障害児本人名義)等	
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111	

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などにより父親と生計をともにしていない児童の母、父母の離婚や死亡などにより母親と生計をともにしていない児童の父、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

※手当は、認定請求した日の属する日の翌月分から支給されます。

支給の対象となる児童	支給金額(月額)		
<ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が法令に定める障害の状態にある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母に1年以上遺棄されている児童 ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで生まれた児童 ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 	対象児童	全部支給	一部支給(所得に応じて)
	第1子	48,050円	48,040円~11,340円
	第2子以降	11,350円	11,340円~5,680円
	受給資格者、その配偶者または同居(同住所地で世帯分離している世帯を含みます)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得がそれぞれ所得制限限度額以上であるときは、その年度(11月から翌年の10月まで)の 手当の一部または全部の支給が制限されます。		
支給方法	年6回 1・3・5・7・9・11月 (口座振込)		
手当を受けられない場合	児童が児童福祉施設等に入所している場合		
公的年金や遺族補償等を受給している場合	受給資格者または児童が公的年金や遺族補償等を受給している場合、あるいは児童が公的年金の加算の対象となった場合は、児童扶養手当の 全部または一部を支給停止します。		
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111		

心身障害児（者）の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障害児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障害のある方に対して、加入できる保護者は1人であること
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を所持する方 ・身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方 ・精神または身体に永続的な障害のある方で、上記の障害と同程度の障害と認められる方
掛 金	1口：9,300円～23,300円（2口加入の場合は倍額） ※月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります。
給付金	加入者が死亡または重度障害となったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。また、子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入1年未満支給なし） なお、給付金（脱退一時金を除く）については、所得税はかかりません。
手続きに必要な物	住民票（保護者、障害児（者）、年金管理者）、手帳、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

香美町福祉金

身体に障害のある方または心身に障害のある方を扶養している方に支給します。
※福祉金は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対 象 者	支給月額	支給方法
町内に引き続き1年以上居住している方のうち、 身体障害者手帳1級または2級療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方	1,600円	3月末（口座振込）
支給制限	障害者、配偶者及び扶養義務者の所得が、所得制限限度額以上の場合	
手続きに必要な物	振込先預金通帳	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111	

4 保健と医療

重度障害者医療費助成制度 高齢重度障害者医療費助成制度

身 知 精 難

医療費の個人負担分の一部を助成することにより、医療費負担の軽減を図る制度です。

対象者	香美町内に住所を有し、次の①から③のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳 1 級または 2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・高校3年生以下の子どもは、乳幼児等および子ども医療費制度を優先しますが、対象となる方は申請して登録してください（19歳になる年度の4月1日から重度障害者医療費制度に移行します） ・生活保護受給者は対象外です
加入する医療保険	・重度障害者医療費助成制度は、後期高齢者医療制度以外の制度（国民健康保険、社会保険など） ・高齢重度障害者医療費助成制度は、後期高齢者医療制度
所得要件	本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計が 235,000 円未満
手続きに必要な物	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・資格確認書 ・マイナンバーカードまたはマイナポータルからダウンロードしたPDFファイル（医療保険の資格情報）、資格情報のお知らせなど
窓 口	香美町役場健康課健康保険係 電話 0796-36-1114 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111
助成内容	医療機関などで受給者証を提示の上、下の表の一部負担金をお支払いください。保険診療分の医療費の負担限度額を超えた自己負担分を助成します。

【一部負担金】

区 分		負担限度額
一 般	外 来	1 日 600 円 (□)
	入 院	1 割負担で 2,400 円 (ハ)
低所得者(イ)	外 来	1 日 400 円 (□)
	入 院	1 割負担で 1,600 円 (ハ)

イ 低所得者とは、受給者および同一世帯の全員が町民税非課税者で、年金収入 80 万 9 千円以下、または年金収入と所得を合わせて 80 万 9 千円以下の方です。

□ ひとつの保険医療機関（病院、薬局など）ごとに月 2 回までの負担です。

ハ ひとつの保険医療機関ごとの月額上限額です。

連続して入院された場合、4 か月目以降の一部負担金は不要です。

次の場合は、助成対象外です。

- 保険対象外の医療費や医療材料（入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種料など）
- 継続的な治療を要する精神疾患による医療費

【医療費支給申請手続き】

次の場合は、医療機関などの請求金額を一旦お支払いいただき、役場または各地域局で支給申請手続きをしてください。福祉医療の一部負担金および高額療養費などを差し引いた額を支給します。

- 兵庫県外の医療機関などを受診したとき
- 自立支援医療など他の公費負担医療制度から給付を受けたとき
- 治療用装具を購入したとき
- やむを得ない理由で保険証（受給者証）を提示できなかったとき

申請に必要な物
<ul style="list-style-type: none">• 領収書（原本）• 受給者証• 資格確認書、資格情報のお知らせなど• 通帳、キャッシュカードなど振込先口座の確認できるもの• 手続きされる方のご本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）• （治療用装具を購入したとき）医師の指示書、領収書、支給決定通知書• （他の公費負担医療制度から給付を受けたとき）他の公費負担医療制度の受給者証

自立支援医療（更生医療）

身 知 精 難

障害程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

対象者	18歳以上で身体障害者手帳を所持している方
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。 <u>ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。</u>
手続きに必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・申請書(窓口にあります) ・医師の意見書 ・保険情報が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)の写し ※国民健康保険以外の場合は、必ず必要です。 ・年金証書または年金振込通知書の写し ※障害基礎年金受給者の場合
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

自立支援医療（育成医療）

身 知 精 難

身体に障害がある方の障害の除去手術等により確実な治療効果が期待できるものにかかる医療費を公費で負担します。

対象者	満18歳未満で <u>下記の機能障害</u> があり、入院して手術等を行うことにより機能回復が見込まれるもの ※肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他の内部障害、免疫機能障害
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。 <u>ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。</u>
手続きに必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(窓口にあります) ・医師の意見書 ・保険情報が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)の写し ※国民健康保険以外の場合は、必ず必要です。
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

自立支援医療（精神通院）

身 知 精 難

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

対象者	精神疾患により通院医療を受けている方（年齢制限はありません）
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。 <u>ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。</u> ※詳しくは窓口でお尋ね下さい。
手続きに必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(窓口にあります) ・診断書 ・保険情報が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等) ※国民健康保険以外の場合は、必ず必要です。 ・年金証書または年金振込通知書の写し (※障害基礎年金受給者の場合)
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

5 補装具・日常生活用具

補装具の支給

身 知 精 難

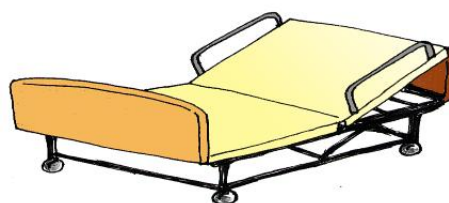
身体障害者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入または修理に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等。ただし、対象者または配偶者のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。 ※対象者が18歳未満の場合、所得制限はありません。
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続きに必要な物	身体障害者手帳、難病を証明する書類、意見書、世帯の課税状況を証明できるもの
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111
備考	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法などで給付対象となる場合は給付対象外 平成30年4月から借受け（貸与）が導入されました。詳しくは役場福祉課へお尋ねください。

<補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）、座位保持いす（児のみ）、起立保持具（児のみ）、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚・言語障害	補聴器
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置



日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。
 ※必ず購入する前にご相談ください。

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等。ただし、対象者または配偶者のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。 ※対象者が18歳未満の場合、所得制限はありません。
費用	費用の1割が原則として自己負担。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、難病患者であると証明できるもの
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111
備考	介護保険法などで給付対象となる場合は給付対象外

<障害者（児）>

種目	品目	利用できる方	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上	
	特殊マット	重度の知的障害、下肢・体幹機能障害2級以上（常時介護を要する者に限る）	原則として3歳以上
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	原則として学齢児以上
	入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等の介助を要する者に限る）	原則として3歳以上
	体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等の介助を要する者に限る）	原則として学齢児以上
	移動用リフト	下肢・体幹機能障害2級以上	原則として3歳以上
	訓練いす（児のみ）	下肢・体幹機能障害2級以上の児童	原則として3歳以上
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢・体幹機能障害2級以上の児童	原則として学齢児以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害2級以上（入浴に介助を要する者に限る）	原則として3歳以上
	便器	下肢・体幹機能障害2級以上	原則として学齢児以上
	頭部保護帽	重度の知的障害、重度の下肢・体幹または平衡機能障害により頻繁に転倒する者	
	T字状・棒状のつえ	下肢・体幹機能障害	
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢・体幹機能障害（家庭内の移動等において介助を要する者に限る）	原則として3歳以上
	特殊便器	重度の知的障害（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る）、上肢機能障害2級以上	原則として学齢児以上
	火災警報器	重度の身体障害、重度の知的障害	
	自動消火器		
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯の者に限る）、重度の知的障害者	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	原則として学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	

種目	品目	利用できる方	備考
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上	原則として学齢児以上
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害者（児）のうち使用が必要と認められるもの	原則として学齢児以上 ※ネブライザー（吸入器）と電気式たん吸引器の両用器の給付も可能
	電気式たん吸引器		
	人工鼻	音声・言語機能障害者（児）のうち、喉頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち、医療保険等による給付を受けることができないもの	
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療法を行う者	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用体重計		
	視覚障害者用血圧計		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者または肢体不自由者（発声・発語に著しい障害を有する者に限る）	原則として学齢児以上
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害2級以上または視覚障害2級以上	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上	
	点字器	視力の低下、視野狭窄がある視覚障害者（児）	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で、就労若しくは就学している者または就労が見込まれる者	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー		
	視覚障害者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者（児）	原則として学齢児以上
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上	原則として学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声発語に著しい障害を有する者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る）	原則として学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	
	人工喉頭（笛式・電動式）	音声・言語障害、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	
	地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	原則として学齢児以上

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

種目	品目	利用できる方	備考
排泄管理支援用具	ストーマ装具 紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ造設を行ったぼうこう・直腸機能障害者（児） ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は筋ジストロフィーで3歳未満に発症した脳障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難であるため、紙おむつを必要とする3歳以上の者 ・筋ジストロフィーにより紙おむつを必要とする者は次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ア 自力でトイレに行けない者 イ 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができない者 ウ 介助による定時排泄をすることができない者 	
	収尿器	膀胱機能障害等により排尿のコントロールが困難な者または尿路変更のストーマを造設した者	
居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者に限る）	

<難病患者等>（介護保険・障害者施策の対象者を除きます）

品目	利用できる方
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
特殊マット	
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者
訓練用ベッド	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
便器	常時介助を要する者
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者
電気式たん吸引器	
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者

6 障害福祉サービス

介護給付・訓練等給付サービス

身 知 精 難

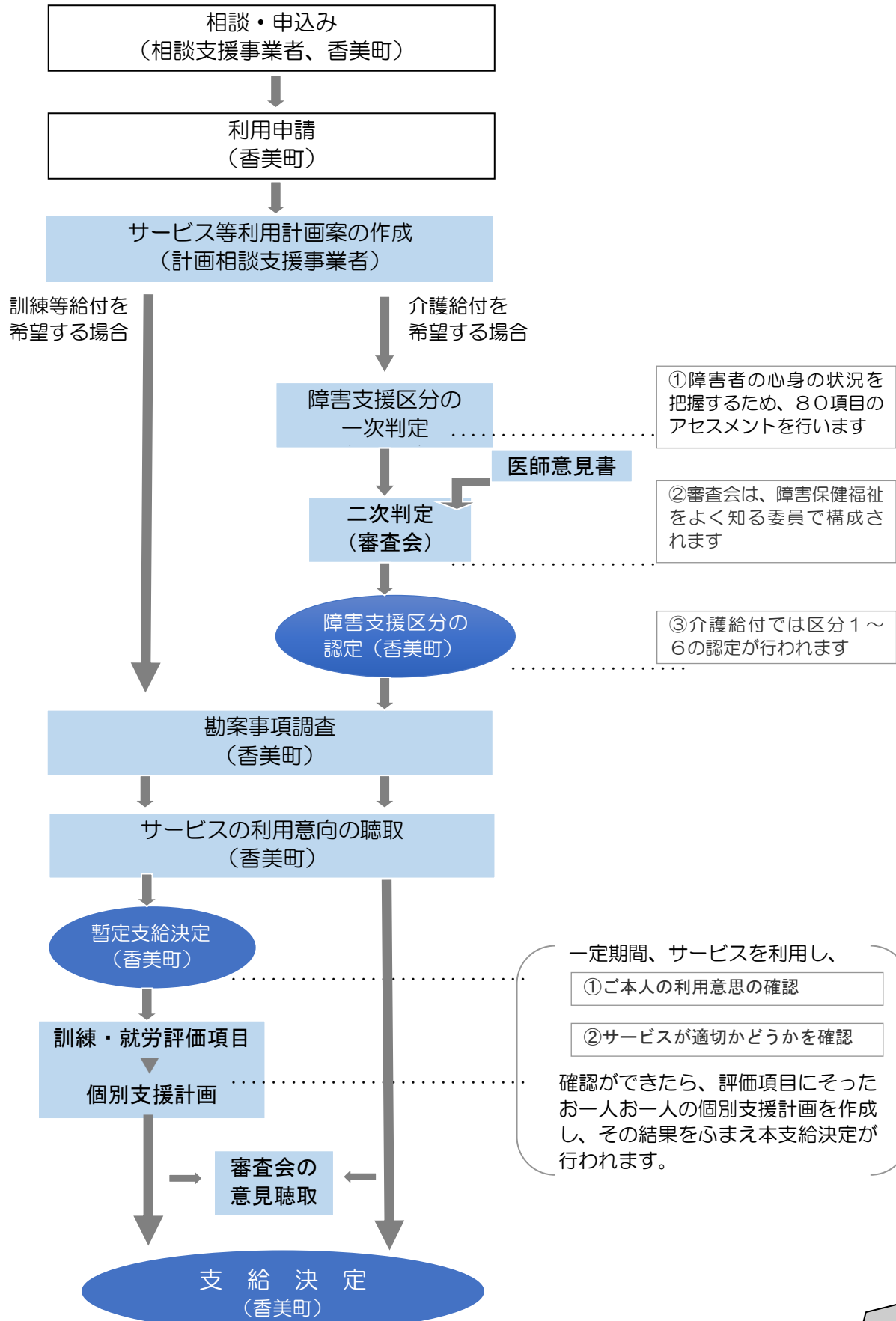
障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

<サービスの種類>

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用し、必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援 (養成施設)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の学校または養成施設において、免許を取得するための支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整・助言等を行います。
	就労選択支援【新規】 ※令和7年10月～	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援します。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問を行います。

<障害福祉サービス利用の手続き（支給決定までの流れ）>



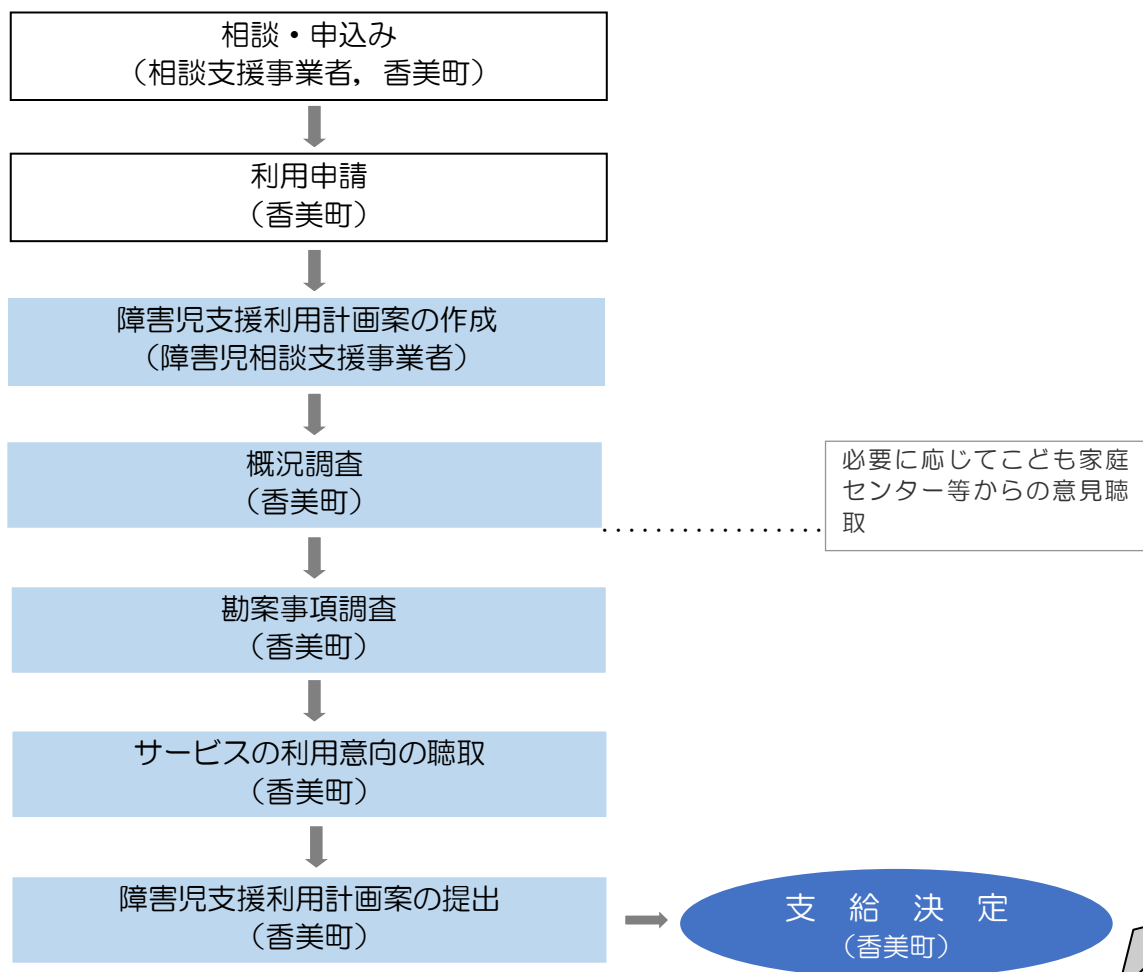
児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

<サービスの種類>

児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	障害児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<障害児通所支援サービス利用の手続き（支給決定までの流れ）>



障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

<相談支援の種類>

計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者及び障害児に対し、サービス利用計画の調整やモニタリングを行います。
障害児相談支援	
地域相談支援	<p><地域移行支援></p> 障害者施設に入所している障害者や精神科に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを行います。
	<p><地域定着支援></p> 単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などを行います。

<指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所>

香美町社会福祉協議会 美方郡香美町香住区森 31-1 電話 0796-39-2050 FAX 0796-39-2150
出石精和園 相談支援事業所 豊岡市出石町荒木 1300 電話 0796-52-5288 FAX 0796-52-5322
生活支援センター「ほおずき」 豊岡市戸牧 1510-6 電話 0796-29-1717 FAX 0796-24-6061
北但広域療育センター相談支援事業「ぴあほくたん」(対象地域：香住区) 豊岡市戸牧 1029-11 電話 0796-22-8688 FAX 0796-22-8811
エスポワールこじか(対象地域：村岡区、小代区) 養父市八鹿町下網場 448-3 電話 079-662-6263 FAX 079-662-6264
NPO 法人ぷろじえくと Plus 総合支援センターand...「相談スペース ポッシュ」 豊岡市寿町 8-40 トータルサポートセンターとよおか内 電話 0796-37-8458 FAX 0796-37-8459

7 その他の地域生活支援

訪問入浴サービス

身 知 精 難

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障害者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。

対象者	本人または家族が入浴を希望する者で、医師が入浴を可能と認めた者
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。 ただし市町村民税課税状況等に応じた負担軽減があります。
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

日中一時支援事業

身 知 精 難

介護者の方が、一時的に外出・休息をするために、心身障害者（児）を日中に一時的に施設に預けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている障害者（児） 療育手帳の交付を受けている障害者（児） その他町長が認める者（児）
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。（ただし市町村民税課税状況等に応じた負担軽減があります） 利用料のほか食費などは実費負担となります。
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

移動支援事業

身 知 精 難

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援員を派遣します。

対象者	次に該当する方のうち単独で外出することが困難で、移動支援員の派遣が必要と認められる方（ただし、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援の対象者は除きます） <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている障害者（児） 療育手帳の交付を受けている知的障害者（児） 精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている精神障害者（児）
費用	利用料の1割が原則として自己負担となります。（ただし市町村民税課税状況等に応じた負担軽減があります） 支援員の交通費、入場料等も利用者負担となります。
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
窓口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964

手話通訳者・要約筆記者の派遣

身 知 精 難

聴覚障害者が、生活上コミュニケーションに不便をきたすとき（病院や学校などに行くとき）に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対 象 者	香美町に居住する聴覚障害者	
手 続	窓口・FAX・電話・郵便で申込みできます（1週間前位までに） ※FAXは24時間受信しますが、返事は翌日以後となります。 氏名、住所、FAX・電話番号、派遣希望日時、派遣場所、手話か要約筆記の別、用件、待合せ場所をご連絡ください。	
派遣時間	午前9時～午後5時、土・日・祝日についても派遣します。 ※緊急の場合は時間外も派遣可能	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係	電話 0796-36-1964
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111

自動車改造費の助成

身 知 精 難

身体に障害のある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害	
内 容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、課税等を証明する書類（確定申告書・源泉徴収票の写等）	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係	電話 0796-36-1964
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111
備 考	所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。	

自動車運転免許取得の助成

身 知 精 難

身体に障害のある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて社会参加を促進するために助成します。

対 象 者	第1種障害者または障害等級1級、2級	
内 容	免許取得に直接要した経費の3分の2以内で10万円を上限とします。	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、身体障害者運転適格審査結果表	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係	電話 0796-36-1964
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111

8 さまざまな交通機関の割引制度

JR 旅客運賃の割引

身 知 精 難

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	
第1種障害者とその介護者 または12歳未満の「手帳」 に「第2種」の記載がある障 害児とその介護者	定期乗車券(小児定 期乗車券を除きま す)	50%	小児定期旅客運賃については割引 を適用しません。
第1種、第2種障害者が単 独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超 える場合に限りです。

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※第1種障害者は本人とその介護者が割引対象となりますが、第2種障害者は本人のみ割引対象となります。

※JR以外の鉄道会社の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

県内バス（路線）運賃の割引

身 知 精 難

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が路線バス（高速バスを含む）を利用する場合、運賃が割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方についても、運賃が割引になる場合があります。各運行会社にお問い合わせください。

適用範囲	種類	割引率	利用方法	問い合わせ
第1種障害者 (本人及び介護者)	普通乗車券 定期乗車券	各運行会社 が設定する 割引率	料金支払いのとき手帳を 提示してください。	各運行会社へお 問い合わせくだ さい。
第2種障害者 (本人のみ)	普通乗車券 定期乗車券		料金支払いのとき手帳を 提示してください。	

町民バス運賃の割引

身 知 精 難

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方が香美町民バス・全但路線バス（高速バス除く）を利用する場合、運賃が割引になります。

対象となるバス	香住区・村岡区・小代区を運行する香美町民バス 村岡区・小代区を運行する全但路線バス
内 容	バス乗車証（いきいきパス）又は身体障害者手帳等を提示することにより、運賃を助成します。 乗車運賃など、詳しくは企画課へお問い合わせください。
窓 口	香美町役場企画課企画政策係 電話 0796-36-1962

※乗車証の交付を受けるには町への事前申請が必要です。

タクシー料金の割引①

身 知 精 難

身体障害者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください。
問い合わせ	兵庫県タクシー協会 電話 078-341-6036

タクシー料金の割引②

身 知 精 難

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持している町内に住所のある方が、町内でタクシーを利用する場合、料金が半額になります。

※配車の可否については、事業者の判断によりますので、ご了承ください。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している町内に住所のある方の町内利用 ※町外へ行かれる場合は市町境で精算します。
利用方法	乗車後すぐに手帳を提示してください。
問い合わせ	香美町役場企画課企画政策係 電話 0796-36-1962

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳Aを所持している方	
適 用 範 囲	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人が運転する場合、障害者本人が車に同乗される場合
	第2種身体障害者	障害者本人が運転する場合（障害者本人の運転免許証が必要）
	※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問い合わせください。 ※事前登録できる車は1台のみ ※事前登録されていない車で通行する場合も割引の対象になりますが、 自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に割引の申請手続きが必要です。	
手 続 き に 必 要 な も の	車の登録をしない場合	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳 第2種身体障害者の場合、障害者本人の運転免許証
	自動車を登録し、ETCを利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳 登録を希望する自動車の車検証 第2種身体障害者の場合、障害者本人の運転免許証
	自動車を登録し、ETCを利用する場合	上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ETCカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし、障害者が18歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます） ETC車載器セットアップ申込書・証明書
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111	
備 考	割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続きが必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。お住まいの市町村が変わった場合も、再手続きが必要です。また、オンラインによる申請が可能です（ETC利用者のみ）。詳しくはオンライン申請受付サイトをご覧ください。 https://www.expressway-discount.jp/	

年齢が12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、次に該当する方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。（割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額）

適用範囲	割引者	利用方法
身体障害者	本人・ 介護者1名	航空券を購入するとき手帳を提示してください。
知的障害者		
精神障害者		
問い合わせ	各航空運送事業者	

※精神障害者保健福祉手帳は、ご搭乗日当日に有効期限が満了している場合は適用できません。

※介護者の方（12歳以上）で、対象者ご本人と同時にご搭乗される方に限ります。

本人が障害者の場合、前年の合計所得金額が135万円までは町県民税が非課税になります。

手 続	確定申告（町県民税の申告）や年末調整の際に、障害者控除の申告をしてください。		
窓 口	香美町役場税務課課税係	電話 0796-36-1113	
	村岡地域局地域生活係	電話 0796-94-0321	
	小代地域局地域生活係	電話 0796-97-3111	

相続税の障害者控除

相続人が85歳未満で障害者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

障 害 者	85歳に達するまでの年数×10万円（1年未満の期間は1年として計算）		
特別障害者	85歳に達するまでの年数×20万円（1年未満の期間は1年として計算）		
窓 口	豊岡税務署	電話 0796-22-2101	

個人事業税の減免等

身体障害者が個人で事業を営む場合、事業税が減免または非課税になります。

	事業の内容	減免等の内容
	視覚障害者(失明又は両眼の矯正視力が0.06以下)が営むあんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
窓 口	豊岡県税事務所 電話 0796-26-3628	

次の場合、自動車税(軽自動車税)が減免になります。(対象となる障害区分・等級は下表の通り)

要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者またはその方と生計を一にする方が取得又は所有する自動車で、もっぱらその障害者のために継続的に使用される自動車 ・ 障害者のみの世帯(単身含む)の方が取得又は所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転しもっぱら障害者のために継続的に使用される自動車 <p>※減免を受けられる自動車は、障害者1人につき1台に限られます。 ※申請時、障害者が入院や福祉施設等に入所している場合は、減免することはできません。</p>	
手続	自動車税	自動車の運転者・所有者が、障害者本人または生計同一者の場合 豊岡県税事務所手続きしてください。 障害者手帳(原本)、運転免許証、車検証の写し、運転者・所有者・障害者の住民票(障害者以外の同居者が自動車を所有・運転する場合必要となります) ※生計同一者の住所が障害者と異なる場合は、この他に必要なものがありますのでお問い合わせください。	常時介護者が運転者の場合 豊岡県税事務所手続きしてください。 障害者手帳(原本)、運転免許証、車検証の写し、住民票
	軽自動車税	香美町役場税務課または各地域局で手続きしてください。 障害者手帳、運転免許証、マイナンバー(個人番号)が分かるもの ※生計同一者の住所が障害者と異なる場合や常時介護者が運転者の場合は、この他に必要なものがありますのでお問い合わせください。	
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊岡県税事務所 電話 0796-26-3628 ・ 香美町役場税務課課税係 電話 0796-36-1113 	

<対象になる障害区分・等級>

●は障害者本人以外が自動車を運転する場合も減免に該当。○は障害者本人が自動車を運転する場合に限り、減免に該当。

身体障害者手帳						
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	●	●	●	●		
聴覚		●	●	●		
平衡機能			●		●	
音声機能 (喉頭嚥下の場合に限る)			●			
上肢機能	●	●	●	○	○	○
下肢機能	●	●	●	●	●	●
体幹機能	●	●	●		●	
脳病変による	上肢機能	●	●	●	○	○
	移動機能	●	●	●	●	●
心臓機能	●		●	●		
じん臓機能	●		●	●		
呼吸器機能	●		●	●		
ぼうこう・直腸機能	●		●	●		
小腸機能	●		●	●		
免疫機能	●	●	●			
肝臓機能	●	●	●			

療育手帳(判定が有効期限内のもの)	
判定がA、B1	※家族運転のみに限ります。
精神障害者保健福祉手帳(判定が有効期限内のもの)	
判定が1級	※家族運転のみに限ります。

※身体障害者手帳の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障害区分ごとの等級で判断されます。

10 その他の福祉

NTT 番号案内の無料化

身 知 精 難

NTT104 番への電話番号の問い合わせを無料で利用できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳（視覚障害1～6級、上肢・体幹・脳原性運動機能障害1・2級） 戦傷病者手帳（視力の障害 特別項症～第6項症、上肢の障害 特別項症～第2項症） 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
手続きに必要な物	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
窓 □	NTTふれあい案内担当 問い合わせは、電話0120-104-174へ

NHK 放送受信料の減免

身 知 精 難

全 額 免 除	半 額 免 除
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 療育手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が身体障害者手帳1級・2級を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が療育手帳Aを持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
手 続	申請書証明欄に町長の証明を受けてから、NHK神戸放送局阪神営業センターへ提出してください（郵送可）。 半額免除は、世帯主の確認ができる書類があれば、NHKの窓口でも受け付けますので、詳細はNHK神戸放送局阪神営業センターまでお問い合わせください。 ・障害者手帳 ・印鑑
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111
提出先	NHK営業サービス株式会社 兵庫事業所 〒661-8790 尼崎市潮江 1-2-6 電話 06-4960-2213

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、歩行が困難な方に「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付します。

対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方 ※障害等の内容や等級・程度について範囲があります。詳細はお問い合わせください。	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定医療費（小児慢性）受給者証、介護保険被保険者証等、歩行が困難な事由を証明する書類等が必要です。 ※詳細はお問い合わせください。	
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係 新温泉健康福祉事務所生活福祉課	電話 0796-36-1964 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111 電話 0796-82-3161

ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、援助を得やすくなるように身につけて利用する「ヘルプマーク」と、援助や配慮を必要とする場面で提示して利用する「ヘルプカード」を交付します。

対象者	援助や配慮を必要とする方ならどなたでも利用可能 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠中の方、一時的な傷病がある方 など	
手続きに必要な物	申請書（窓口にあります）	
窓 □	香美町役場福祉課社会福祉係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係	電話 0796-36-1964 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111

駐車禁止の除外

障害者が、自らまたは家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも、駐車することができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、歩行困難または、歩行に支障があり公安委員会が必要と認めた方 ※手帳の種類や等級・程度について範囲があります。詳細はお問い合わせください。	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	
窓 □	お近くの警察署 財団法人兵庫県身体障害者福祉協会	

青い鳥郵便葉書の無償配布

身 知 精 難

希望される方に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、くぼみ入り、胡蝶蘭）を、お一人様につき20枚を無償で配布します。

※くぼみ入り通常郵便葉書は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

対象者	・身体障害者手帳1・2級を持っている方 ・療育手帳Aを持っている方
手続	身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して下さい。※受付期間中に手続きが必要です。 (受付期間：毎年4月1日から5月31日まで)
窓口	お近くの郵便局（簡易局を除く）

郵便料金の免除

身 知 精 難

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

問い合わせ お近くの郵便局

NET119 緊急通報システム

身 知 精 難

聴覚障害、音声・言語機能障害により、音声による119番通報が困難な方がスマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単に119番通報することができます。

対象者	美方郡内に在住または在勤もしくは在学の方で、聴覚障害・音声機能障害・言語機能障害の手帳をお持ちの方
手続	「申請用紙」・「NET119 緊急通報システム登録申込書兼承諾書」・「代理申請登録用紙」をご記入いただき、消防本部へ電話・FAX・メール・持参し、消防本部へ来庁していただく日程調整をしてください。消防本部でNET119 緊急通報システムの登録をして、使用方法等を説明します。
窓口	美方広域消防本部・香住分署・村岡出張所

防災行政無線用文字表示機器の無償貸与

身 知 精 難

聴覚障害者（4級以上）を対象に、気象警報等の緊急情報を文字で表示できる機械を無償で貸与します。

対象者	聴覚障害4級以上の手帳をお持ちの方等
手続	申請書をご記入いただき、身体障害者手帳の写しを添付し、下記の窓口へ提出してください。後日、設置日を通知します。
窓口	香美町役場防災安全課防災安全係 電話 0796-36-1190 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111

外見からは障害のあることが分かりづらく、自ら支援を求めることが難しい方が、災害時に身に着けることで周囲に障害のあることを知らせ、避難行動時や避難所で過ごす際に支援を受けやすくするために、防災スカーフを交付します。

対象者	身体障害者手帳（視覚・聴覚・音声言語障害に限る）、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、申請書（窓口にあります）	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係	電話 0796-36-1964 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111



障害のある方が避難所等で過ごす際に支援や配慮を受けやすくするため、防災カードを交付します。

対象者	障害者手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方	
手続きに必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、申請書（窓口にあります）	
窓 口	香美町役場福祉課社会福祉係 村岡地域局地域生活係 小代地域局地域生活係	電話 0796-36-1964 電話 0796-94-0321 電話 0796-97-3111

1 1 相談の窓口

香美町役場 〒669-6592 香美町香住区香住 870-1

電話 0796-36-1111(代)

課 名		主な業務内容
福祉課	社会福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の申請 ・ 補装具費の支給・修理 ・ 各種手当の申請 ・ その他障害者の自立援助に関すること
	介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の認定、保険料の支払い
健康課	健康増進係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに関すること ・ 健診に関すること ・ 母子保健に関すること ・ 精神障害に関する相談
	健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険に関すること ・ 福祉医療に関すること
町民課	戸籍年金係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金、障害基礎年金等に関すること

香美町教育委員会 〒667-1392 香美町村岡区村岡 390-1

電話 0796-94-0101 (代)

こども教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学事務 ・ 就学の奨励及び援助 ・ 教育相談に関すること ・ 障害児就学（園）相談に関すること ・ 特別支援教育に関すること ・ 就学前施設の入所・就園に関すること
--------	--

各種相談機関

名 称	内 容
香美町社会福祉協議会	<p>町民の福祉意識の向上や地域福祉活動の推進を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動に関する相談 ・ 生活福祉資金の貸付相談 ・ 結婚相談所ほっとHOT ・ 法律相談所 <p>■本所（香美町香住地域福祉センター内） 〒669-6545 香美町香住区森 31-1 電話 0796-39-2050 FAX 0796-39-2150</p> <p>■村岡支所（香美町村岡老人福祉センター内） 〒667-1311 香美町村岡区村岡 305-1 電話 0796-98-1000 FAX 0796-98-1477</p> <p>■小代支所（いこいの里内） 〒667-1543 香美町小代区忠宮 287 電話 0796-97-2202 FAX 0796-97-3294</p>
兵庫県立知的障害者更生相談所	<p>18 歳以上の知的障害者の自立と社会参加を支援するために、主に療育手帳の判定・交付、専門相談支援を行っています。 ※療育手帳の申請は香美町役場福祉課の窓口となります。</p> <p>兵庫県福祉センター内 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2 丁目 1-1 電話 078-242-0737 FAX 078-242-0736</p>
兵庫県立身体障害者更生相談所	<p>身体障害者の自立と社会参加を支援するために、主に自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の支給要否・処方・適合要否、巡回（移動）相談を行っています。</p> <p>〒651-2134 神戸市西区曙町 1070 電話 078-927-2727（代） FAX 078-927-2745</p>
兵庫県精神保健福祉センター	<p>精神保健の相談、不登校などの思春期相談、アルコールや薬物に関する相談を行っています。（相談はすべて予約制です）</p> <p>〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 3 番 2 号 電話 078-252-4980（予約） FAX 078-252-4981</p>
兵庫県難病相談センター	<p>難病（特定疾患）に悩む方々の相談に応じ、安心した療養生活を送ることができるように支援をしています。</p> <p>兵庫県立尼崎総合医療センター 内 〒660-0892 尼崎市東難波町 2 丁目 17 番 77 号 電話 06-6480-7730（直通）</p>

豊岡こども家庭センター	<p>18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。</p> <p>〒668-0063 豊岡市正法寺 446 電話 0796-22-4314 (代) FAX 0796-24-0484 ◆児童虐待防止 24時間ホットライン 電話 0796-22-9119</p>
豊岡健康福祉事務所 (保健所)	<p>精神保健、難病(指定難病・小児慢性特定疾病)、感染症(結核・エイズ)などについて総合的な相談を行っています</p> <p>〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 電話 0796-26-3672 (代) FAX 0796-24-4410</p>
豊岡公共職業安定所 (ハローワーク)	<p>障害者の就職のための職業相談・職業紹介や就業後のフォローアップを行っています。</p> <p>〒668-0024 豊岡市寿町 8-4 電話 0796-23-3101 FAX 0796-24-4881</p>
兵庫障害者職業センター	<p>公共職業安定所の職業紹介業務と密接な連携を保ち、障害者の就職のための相談や職業評価、職業準備支援、事業主支援などを行っています。</p> <p>〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-22 電話 078-881-6776 FAX 078-881-6596</p>
兵庫県立聴覚障害者情報センター	<p>聴覚障害者の社会参加と自立を援助し、生活・文化の向上と福祉の増進をはかることを目的として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣業務などコミュニケーション支援事業、生活相談や生活訓練等暮らしに関する支援事業、手話通訳者や要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成等の事業、聴覚障害者団体や手話サークル・要約筆記サークルなどの活動支援(団体交流室)、聴覚障害者向けビデオの制作、字幕や手話入りビデオカセットの貸出事業、聴覚障害者への情報発信に関する事業、聴覚障害者向け災害等緊急時情報発信システム事業を行っています。</p> <p>〒675-0832 神戸市灘区岸地通 1-1-1 灘区民ホール 2階 電話 078-805-4175 FAX 078-805-4192</p>
兵庫県立点字図書館	<p>無料で点字図書並びに録音図書の貸出を行い、視覚障害者の知識、教養の向上を図っています。</p> <p>兵庫県福祉センター内 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2丁目 1-1 電話 078-221-4400 FAX 078-221-8924</p>
兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」	<p>高齢または障害を有するため福祉的支援を必要とする矯正施設を退所した方に対し、保護観察所と協働しながら社会復帰支援します。</p> <p>社会福祉法人 みつみ福祉会 内 〒650-0013 神戸市中央区花隈町 28-14 電話 078-376-1560 FAX 078-367-1570</p>

<p>高次脳機能障害及びその関連障害の相談窓口</p>	<p>高次脳機能障害及びその関連障害で困っていることや心配事などの相談を受けて解決方法を一緒に考え、医療、福祉サービスの情報提供や、就学、就労などに向けて関係機関と連絡し、社会復帰の支援を行っています。</p> <p>社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 内 〒651-0062 神戸市西区曙町 1070 電話 078-925-9262 (直通) FAX 078-925-9299</p>
<p>但馬障害者就業・生活支援センター</p>	<p>雇用、福祉、教育等の関係機関の人たちと協力しながら障害のある方が働いたり、生活していくための相談・助言・職場実習のあっせんなどを行っています。</p> <p>〒668-0024 豊岡市寿町 8-40 トータルサポートセンターとよおか 内 電話 0796-37-8458 FAX 0796-37-8459</p>
<p>ひょうご発達障害者支援センタークローバー豊岡ブランチ</p>	<p>発達障害児(者)への相談支援・発達支援・就労支援をしています。ご家族や関係機関への相談にも応じます。また、発達障害についての研修・啓発もしています。</p> <p>社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 北但広域療育センター 内 〒668-0065 豊岡市戸牧 1029-11 電話 0796-37-8006 FAX 0796-22-8811</p>
<p>若者サポートステーション豊岡</p>	<p>働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っています。</p> <p>企業組合労協センター事業団 内 〒668-0025 豊岡市幸町 9-27 電話 0796-34-6333 FAX 0796-34-6336</p>
<p>自立相談支援センターひょうご</p>	<p>働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口、周りでお困りの方がいればその方にもお知らせください。</p> <p>特定非営利活動法人 神戸の冬を支える会 内 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1 丁目 28-7 電話 070-6548-8884 メール jiritu-hyogo@kobe-fuyu.org</p>
<p>豊岡年金事務所 お客様相談室</p>	<p>障害を事由とした年金の受給見込み、受給資格、裁定請求など、年金についての全般的な相談窓口を開設しています。 (電話での相談は受け付けておりません)</p> <p>〒668-0021 豊岡市泉町 4-20 電話 0796-22-0948 (自動音声案内後 ① → ②)</p>
<p>兵庫県視覚障害者福祉協会</p>	<p>視覚障害者の福祉の増進、文化の向上を図るため、日常生活用具斡旋や中途視覚障害者訪問指導などを行っています。</p> <p>〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 電話 078-222-5556 FAX 078-222-5564</p>

<p>兵庫県こどものきこえ 相談センター</p>	<p>こどものきこえに関する相談を受け付けています。専門の言語聴覚士（ST）が話を聴き、病院、学校、行政、福祉施設など適切な機関と連携します。</p> <p>※予約制：電話、FAX、面談（手話・筆談での対応可能）</p> <p>〒657-0832 神戸市灘区岸地通 1 丁目 1-1</p> <p>神戸市立灘区民ホール 2F 兵庫県立聴覚障害者情報センター内 電話 078-600-0556 FAX 078-805-4192 メール info@hg-kodomokikoe.jp</p>
------------------------------	---

1 2 相談制度

民生委員・児童委員

法律に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、担当地域の住民からの相談に応じたり、専門機関を紹介するなど、無報酬で住民の福祉の増進を図るための活動を行っています。

<p>窓 □</p>	<p>香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111</p>
------------	--

身体障害者・知的障害者相談員

心身障害者の更生相談のため、香美町長から委嘱された民間の協力者です。障害者またはその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っていますのでお気軽にご相談ください。

紹介をご希望の方は、香美町役場福祉課にお問い合わせください。

<p>窓 □</p>	<p>香美町役場福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964</p>
------------	--------------------------------------

精神障害者相談員

兵庫県知事から委嘱され、精神障害者やその家族の方からの相談に応じ、必要な援助を行っています。お気軽にご相談ください。

相談をご希望の方は、香美町役場健康課にお問い合わせください。

<p>窓 □</p>	<p>香美町役場健康課健康増進係 電話 0796-36-1114</p>
------------	--------------------------------------

相談の内容・窓口	
医療的なことに関する相談	兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町 1-6-7 電話 078-945-7300 FAX 078-302-1023 http://www.hyogo-kodomo-hosp.com/
	公立香住病院 小児科 発達外来（金曜日午後のみ） ※要予約 香美町香住区若松 540 電話 0796-36-1166 FAX 0796-36-1897 http://www2.nkansai.ne.jp/org/kasumihp/kakuka/syounika.htm
	公立八鹿病院 小児科 発達外来（木曜日のみ） 児童精神科（水曜日のみ） 養父市八鹿町八鹿 1878-1 電話 079-662-5555 FAX 079-662-3134 http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/
	風（ふう）発達クリニック 豊岡市戸牧 1029-11 電話 0796-37-8001 FAX 079-622-8811 https://www.kobeseirei.or.jp/pages/141
療育、保育に関する相談	児童相談窓口 香美町役場健康課健康増進係 電話 0796-36-1114 福祉課社会福祉係 電話 0796-36-1964 村岡地域局地域生活係 電話 0796-94-0321 小代地域局地域生活係 電話 0796-97-3111
	就学（園）・保育所入所相談 香美町教育委員会こども教育課 電話 0796-94-0101
	子育て相談 ■香住子育て・子育て支援センター 香住区森 31-1 香住地域福祉センター内 電話 0796-39-1507 ■高井子育て・子育て支援センター 村岡区耀山 7-2 電話 0796-94-0402 ■小代子育て・子育て支援センター 小代区忠宮 287 小代高齢者生活支援センター「いこいの里」内 電話 0796-97-3377
	北但広域療育センター（対象地域：香住区） 豊岡市戸牧 1029-11 電話 0796-22-8688 FAX 0796-22-8811
	エスポワールこじか（対象地域：村岡区、小代区） 養父市八鹿町下網場 448-3 電話 079-662-6263 FAX 079-662-6264

香美町教育相談センター

学校や友達、学習のことなどでお悩みの児童生徒及び保護者の皆さんの相談に応じます。また、学校に行きたくても行けない児童生徒の皆さんに心の居場所を提供しています。来室される時は、電話でお知らせください。

香住区香住 100-2（香住文化会館内） 電話 0796-36-3850

相談時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後3時） ※土・日・祝日、年末年始除く

※毎週水曜日（午前9時～午前12時）村岡区中央公民館（村岡区村岡396）で出張相談を行っています。

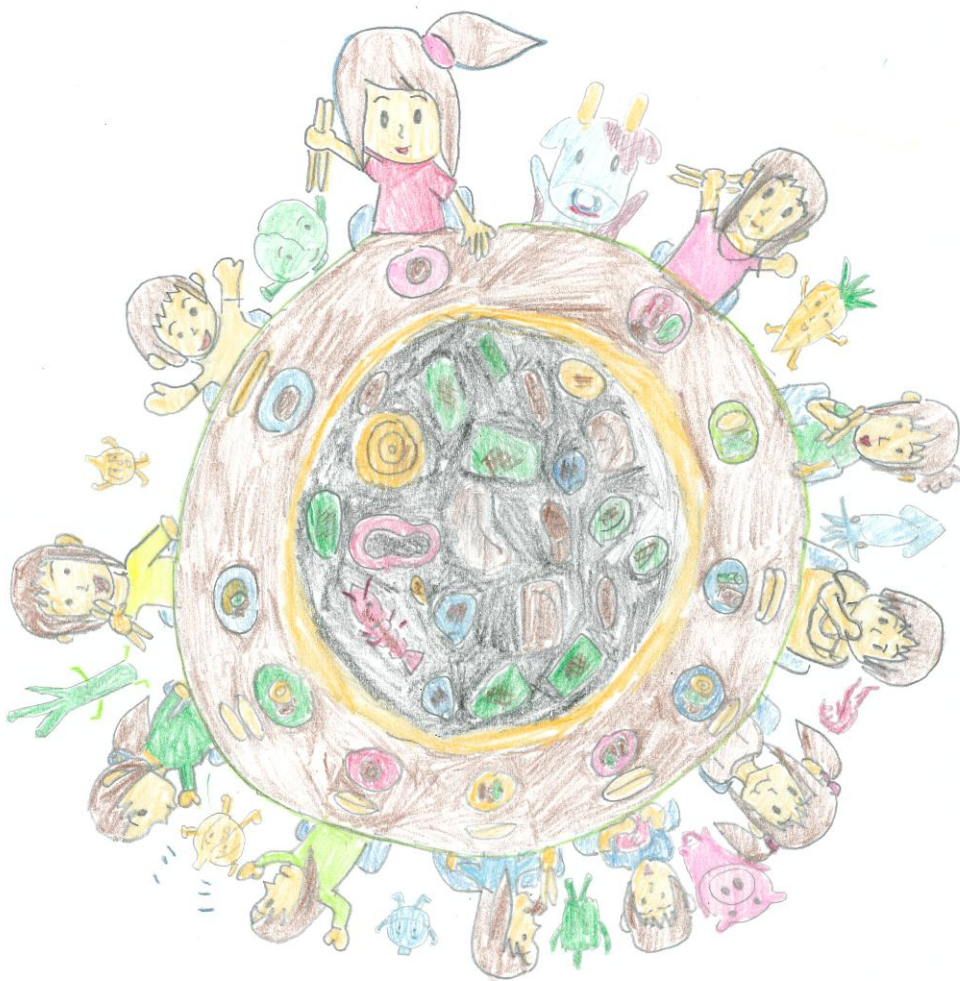
詳しくお知りになりたい方は、香美町ホームページで紹介しています。

『こそだてがいどぶっく』

<http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>

1 3 福祉関連団体

団 体 名
<p>兵庫県 LD 親の会「たつの子」 メール Tatunoko.h@gmail.com http://hyogotatsunoko.info/ LD 及び ADHD・アスペルガー症候群・高機能自閉症・広汎性発達障害・軽度知的障害など発達障害児(者)の親の会です。</p>
<p>特定非営利活動法人 ピュアコスモ http://purecosumo.com/ 兵庫県内在住の高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症など）の子ども の保護者及び障害のある本人が対象です。</p>
<p>兵庫県自閉症協会 メール ycksk.a-77@zeus.eonet.ne.jp http://www.eonet.ne.jp/~ashyogo/ 生活居住区で子どもの生活を考え活動を作る。可能な限り社会参加をもとめる活動を作る。 医療・教育・福祉・労働との連携で子どもたちの生活を考える。正しい理解を訴え地域 社会の理解を得るために活動しています。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町 1070 電話 078-929-5655 FAX 078-929-5688</p>
<p>兵庫県社会福祉協議会 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内 電話 078-242-4633</p>
<p>兵庫県手をつなぐ育成会 神戸市中央区坂口通 2-1-1（兵庫県福祉センター5階） 電話 078-242-4644 FAX 078-242-4069 メール h-ikuseijimukyoku@honey.ocn.ne.jp http://www.tsunaguiku.sakura.ne.jp/</p>
<p>香美町身体障害者福祉協会 香美町香住区香住 1281-1 電話 0796-36-3133</p>
<p>香美町手をつなぐ育成会 香美町香住区香住 1281-1 電話 0796-36-3133</p>
<p>特定非営利活動法人サポートのぎく 美方郡新温泉町三谷 183-171 電話 0796-82-2655</p>
<p>営利法人 ダルマ合同会社 美方郡新温泉町浜坂 320-29 電話 0796-80-2821</p>



障害福祉のしおり（令和8年度）令和8年4月1日 第9版
編集・発行 香美町障害者地域自立支援協議会（香美町役場福祉課内）
〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の 1
電話 0796-36-1964 FAX 0796-36-3809
URL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>